⑵　認められた減損の兆候の経緯

職員宿舎敷地（牛川町団地）は使用しないという決定を行ったため、減損の兆候が認められました。

ひばり荘については、新型コロナウイルス感染症対応の施設として使用方法が変更されていましたが、その使用方法が終了し、通常使用が再開しましたが、稼働率の著しい低下が見られるため、減損の兆候が認められました。

⑶　減損の認識に至らなかった理由

職員宿舎敷地（牛川町団地）については、減損の兆候があり、使用しないという決定を行ったため減損の認識を試みましたが、算定の結果、回収可能サービス価額が帳簿価額を上回るため、減損処理金額は生じておらず、減損の認識に至りませんでした。

ひばり荘については、将来の使用の見込みが客観的に存在しているため、減損の認識に至りませんでした。

（キャッシュ・フロー計算書の注記事項）

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	5,635,103千円
うち定期預金	—千円
資金残高	5,635,103千円

２．重要な非資金取引

無償譲与の受入による資産の取得	62,235千円

（国立大学法人等の業務運営に関する国民の負担に帰せられるコストの注記）

国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト　（単位：千円）

Ⅰ　業務費用		
⑴　損益計算書上の費用	6,955,671	
⑵　（控除）自己収入等	△ 2,853,225	
業務費用合計		4,102,446
Ⅱ　資本剰余金を減額したコスト等		771,602
Ⅲ　機会費用		
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	3,164	
政府出資の機会費用	276,511	279,676
Ⅳ　（控除）国庫納付額		—
Ⅴ　国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト		5,153,724

国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃借料を参考に計算しています。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

「国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の算定に係る利回りについて（通知）」（令和６年４月11日付け６文科高第21号）に基づき、0.725％で計算しています。

（ＰＦＩに関する注記）

ＰＦＩ事業による施設整備に係るサービス部分の対価の支払予定額

貸借対照表日後一年以内のＰＦＩ期間に係る支払予定額	19,206千円
貸借対照表日後一年を超えるＰＦＩ期間に係る支払予定額	441,730千円
	460,936千円

なお、上記の支払予定額は、物価変動等に応じて予め約定した一定の算定方法に従い変更されます。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については、預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定し、資金調達については、文部科学大臣の認可に基づいて、民間金融機関から借入れを行っております。

資金運用にあたっては、国立大学法人法第35条の２が準用する独立行政法人通則法第47条及び国立大学法人法第33条の５第２項の規定に基づき、預金及びＡ格以上の社債等を保有しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末時における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（＊）	時　価（＊）	差　額（＊）
⑴　現金及び預金	5,635,103	5,635,103	—
⑵　投資有価証券	199,453	197,176	2,278
⑶　減価償却引当特定資産	200,000	200,000	—
⑷　未払金	(3,498,927)	(3,499,115)	189
⑸　ＰＦＩ債務	(604,993)	(345,531)	−259,462

（＊）　負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

㈱　金融商品の時価の算定方法

⑴　現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　投資有価証券

この時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

⑶　減価償却引当特定資産

減価償却引当特定資産には、預金200,000千円が含まれております。

預金は帳簿価額をもって時価としております。

⑷　未払金

短期間で決済されるものについては、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、リース取引に該当する部分については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しております。

⑸　ＰＦＩ債務（長期ＰＦＩ債務とＰＦＩ債務の合計額）

元利金の合計額を新規に同様のＰＦＩ事業を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算出しております。